

受取人

- 年金(年金にかえての一時金を含む)、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者(被保険者)本人とします。
- 遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人はご遺族(※)とします。
(※)遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。
※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。

保険料積立金の一部受取(減口)

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料積立金の一部を受取ること(減口)ができます。
なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。
- 〈別表〉①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済
- 掛金の減額を行っても保険料積立金を受取ることとはできません。

税務上のお取扱い

保険料

- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。
- ご加入者(被保険者)が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※当まごころ以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当まごころのみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等(新契約)では、生命保険料控除の適用が異なります。当まごころは旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算(ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。)

年金・一時金

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。

- 年金
(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \left(\text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{基本年金受取総額(見込額)}} \right)$$
- 脱退一時金・掛金払込期間満了時一時金
一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
$$\text{課税対象額} = (\text{一時金額} - \text{払込保険料累計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

※同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額(50万円)が控除されます。
- 遺族一時金
相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等について、令和3年6月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は全建総連年金共済事業本部が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
 - この拠出型企業年金保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(令和3年6月21日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
- | 引受保険会社 | 日本生命保険相互会社(60.0%)(事務幹事会社) | 明治安田生命保険相互会社(14.5%) | 富国生命保険相互会社(11.5%) |
|--------|---------------------------|---------------------|-------------------|
| | 太陽生命保険株式会社(9.5%) | 第一生命保険株式会社(4.5%) | |
- なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

ご相談窓口等

- ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。)
- ＜日本生命お問合せ先＞ 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-924 (通話料無料)
※お問合せの際には、記号証券番号(970-91717)をお知らせください。
【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3を除く。)]

- ◆「障がい」の表記◆ 当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

＜団体お問合せ先＞

または **全建総連年金共済事業本部**
〒169-8650 東京都新宿区高田馬場2-7-15 TEL:03-3200-6221

日本一企-2021-707-11282-M(R3.9.2)

商品内容のご説明

令和4年2月以降版

まごころ

全建総連年金共済制度(拠出型企業年金保険)



始めよう! 大きな将来の小さな一歩

まごころの特徴

- 1 全建総連の組合員のための年金共済制度です。掛金は指定口座から振替えます。月払口数変更受付期間中、**月払掛金額の見直し(増額・減額)**ができます。
- 2 **年金の種類は6種類あり**、年金受給権取得時に選択いただくことができます。また、年齢60歳から70歳までの間に年金受取開始時期を選択いただくことができます。
- 3 月払に加入されていれば、**1口10万円単位で「一時払積増」をすることができます。**また、ご加入中に所定の事由に該当する場合に限り、**保険料積立金の一部を受取り(減口)**いただくことができます。(1回あたり最低20万円以上1万円単位)
なお、所定の事由については当パンフレット裏面の「保険料積立金の一部受取(減口)」をご確認ください。
- 4 保険料は、他に控除の対象となる保険等の保険料と合算した年間保険料に基づき、**一般生命保険料控除の対象**となります。(制度運営費は除きます。)
令和3年6月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。

月払新規加入 毎月受付

1口 5,000円から
お申込みができます。

一時払積増 受付期間

令和4年 6月10日(金)～令和4年9月10日(土)
令和4年12月10日(土)～令和5年3月10日(金)
各期間中に1回ずつ積増ができます。

月払口数変更 受付期間

- 増額...毎月受付
- 減額...
令和4年 5月1日(日)～令和4年 5月31日(火)
令和4年11月1日(火)～令和4年11月30日(水)

受付期間中にお申込みください。

お申込み方法

新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、必要事項を記入・押印のうえ申込書を所属の県連・組合を通して、全建総連年金共済事業本部へご提出ください。
内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。
新規加入されない方は申込書のご提出は不要です。
また、加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出は不要です。

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。
なお、ご加入者(被保険者)は当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)をお読みいただいた後も大切に保管してください。

意向 確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に掛金を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

・財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- ☐ 給付内容はニーズに合致していますか。
- ☐ ご自身が選択された掛金(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

全建総連年金共済事業本部

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者(被保険者)とし、ご加入者(被保険者)の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に掛金を払込み、掛金払込期間満了後は、掛金払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。
- 年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に脱退された場合はご加入者(被保険者)に脱退一時金をお支払いします。
- また、ご加入者(被保険者)が掛金払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

しくみ図

ご加入例

- ご加入年齢：35歳(男性)
- 掛金：月払 20,000円(1口5,000円で4口加入)
- 掛金払込期間満了年齢：65歳

掛金払込期間満了時積立金額
約8,308,100円

掛金払込期間満了時積立金

払込掛金累計額
7,200,000円

55歳時 遺族一時金額
約5,249,500円

死亡加算

45歳時 脱退一時金額
約2,472,500円

●制度全体の加入規模●
加入者数1,129名
月払 1口 5,000円×3,166口
(令和3年6月現在)

加入日
(35歳)

掛金払込期間満了日
(65歳)

掛金払込期間

■加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が満3年以上ある年齢満18歳以上、満67歳未満の規約に定める全建総連年金共済事業本部の組合員の方。
- 掛金払込期間中に組合員が全建総連年金共済事業本部の組合員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

■掛金

- 掛金はご加入者(被保険者)負担です。
- 掛金払込期間満了日：満70歳に達した日とします。

■新規加入【月払】・・・1口から加入できます。

受付期間：毎月受け付けます。

加入日：毎月1日までに受付けた分については、翌々月1日です。

掛金：1口あたり5,000円とし、最低1口以上最高20口まで加入できます。掛金1口あたり50円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。

掛金のお払込み：ご指定の金融機関口座から毎月自動振替されます。
(ご加入者(被保険者)本人の名義に限ります。)

提出書類：「加入(増減額)申込書」および「口座振替申込書」をご提出ください。

■一時払積増・・・月払にご加入の方に限り、一時金を積増することにより、将来の受取額を増やすことができます。

受付期間：令和4年6月10日～令和4年9月10日

令和4年12月10日～令和5年3月10日

各期間中に1回ずつ積増ができます。(同一期間中に2回以上の積増はできません。)
6月～9月受付分は8月1日付、12月～3月受付分は2月1日付の一時払積増となります。

掛金：1口あたり10万円とし、最低1口以上最高999口まで加入できます。(一時払積増には制度運営費はありません。)

掛金のお払込み：所定の振込用紙にて、ゆうちょ銀行からお振込みください。
(振込手数料は無料)

提出書類：「一時払保険料払込申込書」をご提出ください。

■月払掛金の増額・減額

受付期間：増額：毎月受け付けます。

受付期間：減額：令和4年5月1日～令和4年5月31日
令和4年11月1日～令和4年11月30日

増額日：受付月の翌々月1日です。

(例)2月に受付けた場合→5月1日から口数変更されます。

提出書類：「加入(増減額)申込書」をご提出ください。

掛金の増額：掛金払込期間満了日までの期間が満1年以上ある方に限ります。

掛金の減額：別表の事由に該当する場合に限り、掛金を減額することができます。ただし、月払1口を最低残すものとします。

〈別表〉①災害 ②疾病・障がい(親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。)
③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む。)
⑤結婚(親族の結婚を含む。)
⑥債務の弁済
⑦その他、ご加入者(被保険者)が掛金の拠出に支障のある場合

■給付内容

掛金払込期間満了後の給付内容

- 年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
- ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 年齢満60歳以上で退職した場合も、年金で受取ることができます。

掛金払込期間中の給付内容

- ご加入者(被保険者)が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者(被保険者)にお支払いします。
- ご加入者(被保険者)が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払保険料(掛金から制度運営費を控除した金額)の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
- 新規加入や増額される場合、死亡加算は加入日(または増額日)から適用されます。

■年金の繰延

- ご希望により、1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。ただし、繰延期間中は、掛金のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱いできません。

【給付内容】掛金払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者(被保険者)にお支払いします。
5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、20年確定年金、10年保証期間付終身年金、15年保証期間付終身年金
※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

5年・10年・15年・20年確定年金コース

●年金受取期間中

5年間・10年間・15年間または20年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

【ご加入者(被保険者)が死亡された場合】

ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

【一時金でのお受取りを希望された場合】

残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

5年確定年金コース

基本年金月額
約141,300円

年金受取期間
(65歳) (5年間) (70歳)

掛金払込期間満了時
積立金額
約8,308,100円
(払込掛金累計額
720万円)

年金受取総額
約847万円

10年確定年金コース

基本年金月額
約72,800円

年金受取期間(10年間)
(65歳) (75歳)

年金受取総額
約874万円

15年確定年金コース

基本年金月額
約50,000円

年金受取期間(15年間)
(65歳) (80歳)

年金受取総額
約901万円

20年確定年金コース

基本年金月額
約38,600円

年金受取期間(20年間)
(65歳) (85歳)

年金受取総額
約928万円

10年・15年保証期間付終身年金コース

●保証期間中

10年間または15年間、ご加入者(被保険者)に年金をお支払いします。

【ご加入者(被保険者)が死亡された場合】

ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。

【一時金でのお受取りを希望された場合】

残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。(終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。)

10年または15年の保証期間経過後にご加入者(被保険者)ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

●保証期間経過後

ご加入者(被保険者)が生存されている限り年金をお支払いします。(一時金のお取扱いはできません。)

10年保証期間付終身年金コース

基本年金月額
約40,900円

保証期間(10年間)
(65歳) (75歳)

年金受取期間(終身)
終身

15年保証期間付終身年金コース

基本年金月額
約38,600円

保証期間(15年間)
(65歳) (80歳)

年金受取期間(終身)
終身

一時金

一時金額 約830万円

- 上記給付にかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

給付額について

- しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- 掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- 実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

この保険でいう「積立金」とは、払込掛金から制度運営費および保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用(事業費)等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

ご加入例

●実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。記載の金額については、3ページの給付額試算表の条件(「当パンフレットに記載の給付額について」)をご確認ください。

●制度全体の加入規模(例)
加入者数:1,129名
月 払:1口5,000円×3,166口

年金開始年齢65歳の場合

Aさん(35歳)

早いうちから備えよう!

→月払のみの場合は、長期間加入されることをおすすめします。

月払 2万円 × 12ヵ月 × 加入期間 30年 = 払込掛金累計額 720万円 → 積立金額(脱退一時金額) 約830万円

20年確定年金で受取ると……

基本年金月額 約38,600円 × 12ヵ月 × 年金受取期間 20年間 = 年金受取総額 約928万円



Bさん(45歳)

そろそろ準備を始めるか……

→一時払積増を利用すれば年金受取金額を増やすことができるので、特におすすめです。

月払 2万円 × 12ヵ月 × 加入期間 20年 = 払込掛金累計額 480万円 → 積立金額(脱退一時金額) 約522万円

100万円の一時払積増利用(加入期間20年間) → 約122万円

積立金額(脱退一時金額)合計 約645万円
(払込掛金合計 580万円)

15年確定年金で受取ると……

基本年金月額 約38,800円 × 12ヵ月 × 年金受取期間 15年間 = 年金受取総額 約700万円



Cさん(55歳)

急いで準備をしなくては!!

→一時払積増を利用すれば年金受取金額を増やすことができるので、特におすすめです。

月払 3万円 × 12ヵ月 × 加入期間 10年 = 払込掛金累計額 360万円 → 積立金額(脱退一時金額) 約370万円

200万円の一時払積増利用(加入期間10年間) → 約219万円

積立金額(脱退一時金額)合計 約590万円
(払込掛金合計 560万円)

15年確定年金で受取ると……

基本年金月額 約35,500円 × 12ヵ月 × 年金受取期間 15年間 = 年金受取総額 約640万円



＜個人情報取扱いに関する全建連連年金共済事業本部と引受保険会社からのお知らせ＞

- この保険契約は、全建連連年金共済事業本部(以下、団体といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報(個人番号を除く)を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報(個人番号を除く)を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報の変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
- 個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

給付額試算表

掛金払込期間満了後の給付額は掛金払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

①月払部分…月払4口 20,000円加入の場合(掛金払込期間満了年齢:65歳)

●ご加入は満67歳未満まで、掛金払込は満70歳まで可能です。

積立期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	基本年金月額 ※							
			5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金	15年保証期間付終身年金		
			男女共通	男女共通	男女共通	男女共通	男性	女性	男性	女性
1	240,000	235,400	(4,000)	(2,000)	(1,400)	(1,000)	(1,100)	(900)	(1,000)	(900)
2	480,000	473,400	(8,000)	(4,100)	(2,800)	(2,200)	(2,300)	(2,000)	(2,100)	(1,900)
3	720,000	714,000	12,100	(6,200)	(4,300)	(3,300)	(3,500)	(3,000)	(3,300)	(2,900)
4	960,000	957,100	16,200	(8,300)	(5,700)	(4,400)	(4,700)	(4,000)	(4,400)	(3,900)
5	1,200,000	1,202,900	20,400	10,500	(7,200)	(5,600)	(5,900)	(5,100)	(5,500)	(4,900)
6	1,440,000	1,451,400	24,600	12,700	(8,700)	(6,700)	(7,100)	(6,100)	(6,700)	(6,000)
7	1,680,000	1,702,500	28,900	14,900	10,200	(7,900)	(8,300)	(7,200)	(7,900)	(7,000)
8	1,920,000	1,956,400	33,200	17,100	11,700	(9,100)	(9,600)	(8,200)	(9,000)	(8,000)
9	2,160,000	2,213,100	37,600	19,400	13,300	10,300	10,900	(9,300)	10,200	(9,100)
10	2,400,000	2,472,500	42,000	21,600	14,800	11,500	12,100	10,400	11,400	10,200
15	3,600,000	3,813,200	64,800	33,400	22,900	17,700	18,700	16,100	17,700	15,700
20	4,800,000	5,229,700	88,900	45,800	31,500	24,300	25,700	22,100	24,300	21,600
25	6,000,000	6,726,400	114,400	58,900	40,500	31,300	33,100	28,500	31,200	27,800
30	7,200,000	8,308,100	141,300	72,800	50,000	38,600	40,900	35,200	38,600	34,300
35	8,400,000	9,980,400	169,700	87,500	60,100	46,400	49,100	42,300	46,300	41,300
40	9,600,000	11,749,200	199,800	103,000	70,700	54,700	57,800	49,800	54,500	48,600

②一時払積増部分…一時払10口 1,000,000円加入の場合(掛金払込期間満了年齢:65歳)

積立期間 (年)	払込掛金 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	基本年金月額 ※							
			5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	20年確定年金	10年保証期間付終身年金	15年保証期間付終身年金		
			男女共通	男女共通	男女共通	男女共通	男性	女性	男性	女性
1	1,000,000	997,700	16,900	(8,700)	(6,000)	(4,600)	(4,900)	(4,200)	(4,600)	(4,100)
2	1,000,000	1,008,500	17,100	(8,800)	(6,000)	(4,600)	(4,900)	(4,200)	(4,600)	(4,100)
3	1,000,000	1,019,300	17,300	(8,900)	(6,100)	(4,700)	(5,000)	(4,300)	(4,700)	(4,200)
4	1,000,000	1,030,300	17,500	(9,000)	(6,200)	(4,700)	(5,000)	(4,300)	(4,700)	(4,200)
5	1,000,000	1,041,400	17,700	(9,100)	(6,200)	(4,800)	(5,100)	(4,400)	(4,800)	(4,300)
6	1,000,000	1,052,700	17,900	(9,200)	(6,300)	(4,900)	(5,100)	(4,400)	(4,800)	(4,300)
7	1,000,000	1,064,100	18,100	(9,300)	(6,400)	(4,900)	(5,200)	(4,500)	(4,900)	(4,400)
8	1,000,000	1,075,600	18,200	(9,400)	(6,400)	(5,000)	(5,200)	(4,500)	(4,900)	(4,400)
9	1,000,000	1,087,200	18,400	(9,500)	(6,500)	(5,000)	(5,300)	(4,600)	(5,000)	(4,400)
10	1,000,000	1,099,000	18,600	(9,600)	(6,600)	(5,100)	(5,400)	(4,600)	(5,100)	(4,500)
15	1,000,000	1,160,100	19,700	10,100	(6,900)	(5,400)	(5,700)	(4,900)	(5,300)	(4,800)
20	1,000,000	1,224,900	20,800	10,700	(7,300)	(5,700)	(6,000)	(5,100)	(5,600)	(5,000)
25	1,000,000	1,293,600	22,000	11,300	(7,700)	(6,000)	(6,300)	(5,400)	(6,000)	(5,300)
30	1,000,000	1,366,300	23,200	11,900	(8,200)	(6,300)	(6,700)	(5,700)	(6,300)	(5,600)
35	1,000,000	1,443,300	24,500	12,600	(8,600)	(6,700)	(7,100)	(6,100)	(6,700)	(5,900)
40	1,000,000	1,525,000	25,900	13,300	(9,100)	(7,100)	(7,500)	(6,400)	(7,000)	(6,300)

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

＜当パンフレットに記載の給付額について＞

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または掛金を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他一定の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入者数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率(予定利率、予定死亡率等)の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

また、既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他一定の条件に基づいて計算しております。
 - (1)この保険契約全体の加入者数が月払3,166口を常に維持していることを前提とします。
 - (2)ご加入者(被保険者)全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3)引受保険会社各社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)(令和3年6月21日現在)、および引受割合(令和3年6月21日現在)に基づき計算しております。
 - (4)この保険契約における令和3年2月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - (5)記載の金額には、配当金を加味していません。
- 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率(予定利率・予定死亡率等)については将来変更される場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにできない場合もあります。
- 年度(令和4年2月1日～令和5年1月31日)途中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りにできません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額(脱退一時金額)は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。
- 掛金を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込掛金累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、2月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中加入の場合は、上記試算表の額と異なる(下回る)ことがあります。